

那覇市公報

第 1 7 5 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 市道の極少指定に関する告示（道路管理課）…………… 1844
- 那覇広域都市計画道路の変更について（都市計画課）…………… 1844
- 令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…………… 1845
- 那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）…………… 1845
- 那覇広域都市計画用途地域、防火地域、高度利用地区、地区計画の変更について（都市計画課）…………… 1846

◇ 公 告 ◇

- 那覇市ともかぜ振興会館備品購入に係る制限付き一般競争入札の実施について（平和交流・男女参画課）…………… 1847

◇ 上下水道局規程 ◇

- 那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程…………… 1849
- 那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程…………… 1874

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1876
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1876

◇ 監査委員公表 ◇

- 令和元年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について(公表)…………… 1877

告 示

那覇市告示第 356 号

令和 2 年 1 月 31 日

掲 示 済

市道の極少指定に関する告示

車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)第 5 条第 1 項の規定による道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて指定する道路を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 指定する路線

路 線 名	指定する区間の起点 指定する区間の終点
小禄 34 号	字小禄 843 番 9 字小禄 847 番 15

那覇市告示第 357 号

令和 2 年 1 月 31 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
○那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
○那覇広域都市計画道路(3・4・那47号 石嶺福祉センター線)
変更する部分 那覇市首里石嶺町4丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市みらい部都市計画課(那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所9階)

那覇市告示第371号

令和2年2月3日

掲 示 済

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会の招集について

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和2年2月12日(水)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第374号

令和2年2月4日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域(真和志線沿道地区)

2 都市計画を定める土地の区域

那覇市松川1丁目、2丁目、3丁目、繁多川1丁目及び三原2丁目地内

3 縦覧場所

那覇市 都市みらい部 都市計画課(那覇市役所本庁舎9階)

那覇市告示第 378 号

令和2年2月10日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域、防火地域、高度利用地区、地区計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域 (久茂地一丁目地区)

那覇広域都市計画防火地域 (久茂地一丁目地区)

那覇広域都市計画高度利用地区 (久茂地高度利用地区)

那覇広域都市計画地区計画 (那覇市久茂地地区地区計画)

2 都市計画を定める土地の区域

那覇市久茂地1丁目及び3丁目地内

3 縦覧場所

那覇市 都市みらい部 都市計画課 (那覇市役所本庁舎9階)

公 告

那覇市公告第 584 号

令和 2 年 1 月 28 日

掲 示 済

那覇市ともかぜ振興会館備品購入に係る制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付き一般競争入札(以下「入札」という。)を実施するので、施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1)件 名 那覇市ともかぜ振興会館備品（トレーニング機器）の購入
- (2)納入期限 令和 2 年 6 月 30 日(火)
- (3)履行場所 那覇市ともかぜ振興会館(那覇市金城 3 丁目 5 番地の 3)
- (4)履行内容 別紙「那覇市ともかぜ振興会館備品購入(トレーニング機器)仕様書」のとおり
- (5)予定価格 非公開

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1)本市法制契約課長が作成する令和元年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者の内、運動用品類を希望業種としていること。
- (2)本市内に本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- (3)施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定する者に該当しないこと。
- (4)施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6)公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (7)那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定す

る暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 総務部平和交流・男女参画課

4 質問疑義照会書

(1)質問期限 令和2年1月30日(木)16時

(2)「質問疑義照会書」(様式1)を電子メールで下記のアドレス宛てに提出

(3)那覇市役所 総務部 平和交流・男女参画課

E-mail: S-HEIDAN001@city.naha.lg.jp

(4)回答 令和2年1月31日(金)に那覇市ホームページの公示している場所に回答を掲示します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しません。

6 入札参加申し込み

(1)入札参加申し込み期限 令和2年2月4日(火)17時

(2)提出書類 入札参加申込書(様式2)

(3)提出先 総務部平和交流・男女参画課

7 入札の日時及び場所

(1)日時 令和2年2月10日(月)午前10時

(2)場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所5階(501会議室)

8 入札時提出書類

(1)入札書(様式3)

(2)代理人が入札する場合は委任状(様式4)

9 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

10 入札の無効に関する事項

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 その他

(1)那覇市に提出された書類は返却しません。

12 お問い合わせ

那覇市総務部平和交流・男女参画課：大城、泉

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-6906(直通) FAX 098-861-4092

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号

令和2年1月31日

公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、法令その他別に定めるものの<u>ほか</u>、那覇市上下水道局(以下「本局」という。)の契約事務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (一般競争入札の参加資格等) 第2条 <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)</u>第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると<u>那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が認めるときは、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととする。<u>その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合</u>についても同様とする。 2 [略] (入札参加資格取得申請) 第3条 <u>一般競争入札に参加しようとするものは、管理者が定める期間内に、一般競争入札参加資格取得申請書に管理者が必要とする書類を添えて申請しなければならない。</u> (資格審査及び名簿作成) 第4条 <u>管理者は、前条の規定による申請があったときは、資格の審査を行い、その結果を申請者にそれぞれ通知しなければならない。</u> 2 <u>管理者は、前項の結果を元に資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u> (一般競争入札の公告等) 第5条 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期	(趣旨) 第1条 この規程は、法令その他別に定めるものを<u>を除くほか</u>、那覇市上下水道局(以下「本局」という。)の契約事務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (一般競争入札の参加資格等) 第2条 <u>那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が、<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)</u>第167条の4第2項各号のいずれかに該当する<u>者と</u>認めるときは、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととする。<u>この場合において、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者</u>についても同様とする。 2 [略] (一般競争入札の公告等) 第3条 [略]

日（本局の電子計算機と入札に参加する者の電子計算機を情報通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）にあつては、入札期日の末日）の前日から起算して8日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。 (1) 〔略〕 (2) 入札に参加する<u>もの</u>に必要な資格に関する事項 (3)～(5) 〔略〕 (6) <u>第6条の2第1項の低入札調査基準価格又は第11条の最低制限価格</u>を設けるときはその旨 (7) <u>郵送による入札を認める</u>ときはその旨 (8)～(10) 〔略〕 2 〔略〕 （予定価格） <u>第6条</u> 管理者は、一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計図書等に基づき、当該契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めるものとする。 2 予定価格は、<u>一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、賃借等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。</u> 3 <u>一般競争入札を行う場合においては、予定価格を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。</u> 4 〔略〕	(1) 〔略〕 (2) 入札に参加する<u>者</u>に必要な資格に関する事項 (3)～(5) 〔略〕 (6) <u>第4条の2第1項の低入札調査基準価格又は第10条の最低制限価格</u>を設けるときはその旨 (7)～(9) 〔略〕 2 〔略〕 （予定価格） <u>第4条</u> 管理者は、一般競争入札に付する事項の総額について、予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、役務の提供、使用等に係る契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。 2 予定価格は、<u>契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</u> 3 <u>管理者は、一般競争入札を行う場合においては、予定価格を記載した予定価格調書を作成して封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。</u> 4 〔略〕
--	--

（低入札調査基準価格）

第6条の2 管理者は、工事又は製造その他のについての請負の契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、低入札調査基準価格（施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに該当するかどうかについての調査を行うための基準となる価格をいう。以下この条において同じ。）を設けるものとする。

（入札保証金）

第7条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者に対して、指定した入札の日時までに、現金又はこれに代わるものとして管理者が確実と認める有価証券等をもって、その者が見積もった入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付させなければならない。ただし、単価契約又はせり売りによる契約を締結する場合においては、入札保証金の額はその都度管理者が定める。

2 第31条及び第32条の規定は、前項の有価証券等に準用する。

（低入札調査基準価格）

第4条の2 管理者は、工事、製造その他の請負契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、低入札調査基準価格（施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに該当するかどうかについての調査を行うための基準となる価格をいう。以下この条において同じ。）を設けるものとする。

（入札保証金）

第5条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の15第1項の管理規程で定める入札保証金の額は、入札金額（単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の5以上に相当する額とする。

2 入札保証金は、入札執行前に納付させなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第6条 施行令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債及び地方債のほか、次に掲げるものとする。

(1) 政府の保証する債券

(2) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(3) 管理者が確実と認める社債

(4) 銀行又は管理者が確実と認める金

融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手

(5) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

2 前項の担保を提供させる場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(担保の価値)

第7条 前条第1項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 国債及び地方債 額面金額(発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額)

(2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げるもの 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額

(3) 前条第1項第4号に掲げるもの 小切手金額

(4) 前条第1項第5号に掲げるもの 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(入札保証金の免除)

第8条 管理者は、前条の規定にかかわらず

(入札保証金の免除)

第8条 管理者は、一般競争入札に参加しよ

一般競争入札に参加しようとする<u>もの</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものと管理者が認めるとき。</u> 2 〔略〕 (入札保証金の還付又は転用) 第9条 <u>入札保証金は、落札しなかった者には即時、落札した者には契約締結後還付するものとする。ただし、落札した者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。</u> 2 〔略〕 (入札保証金の帰属) 第10条 <u>入札保証金は、一般競争入札に参加した者が次の各号のいずれかに該当するときは、本局に帰属する。</u> (1) <u>入札に参加したものの責に帰する事由により入札又は落札を取消したとき。</u> (2) <u>落札決定から第18条第2項に規定する期間内に契約を締結しないとき。</u> (最低制限価格) 第11条 <u>第6条の2第2項及び第3項の規定は、施行令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合について準用する。</u> (入札の方法) 第12条 <u>入札は、執行の場所に本人又はその代理人が出席して行わなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合には、入札書であることを確認できるよう封筒に表記した書留郵便をもって入札す</u>	うとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>前号に掲げるもののほか、契約を締結しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。</u> 2 〔略〕 (入札保証金の返還) 第9条 <u>納付された入札保証金は、入札が終了したとき、又は入札を中止したときは、これを返還する。ただし、落札者の入札保証金は、当該落札者が契約を締結した後に返還するものとする。</u> 2 <u>落札者の入札保証金は、契約保証金(法第234条の2第2項の契約保証金をいう。以下同じ。)の一部に充当することができる。</u> 3 〔略〕 (最低制限価格) 第10条 <u>第4条の2第2項及び第3項の規定は、施行令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合について準用する。</u> (入札の方法) 第11条 <u>入札者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札執行の日時に指定の場所にこれを提出しなければならない。</u>
---	---

<u>ることができる。</u> 2 <u>〔略〕</u> 3 <u>本人及びその代理人は、同一事項について他の入札代理人となることはできない。</u> 4 <u>入札後は、いかなる事由があっても入札した入札書の取替え、変更又は取消しをすることができない。</u> (電子入札の特例) <u>第12条の2 前条第1項の規定にかかわらず、電子入札の場合には、管理者の定めるところにより本局の電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の事項を記録することをもって、同項の入札に代えるものとする。</u> 2 <u>管理者は、入札に参加する者からの申請により、前項の方法によらないことについて特別の理由があると認めるときは、当該者に対し前条に規定する方法を承認するものとする。</u> (開札) 第13条 <u>〔略〕</u> (再度入札) 第14条 <u>落札者が決定しない場合においては、再度入札を行うものとし、その回数は2回までとする。ただし、第6条第4項の規定により予定価格を公表する入札については、再度入札は行わない。</u> (入札の無効) 第15条 <u>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</u>	2 <u>入札者は、管理者が特に指定したときは、郵便をもって入札書を提出することができる。この場合においては、入札書であることを確認できるよう封筒に表記した書留郵便により行わなければならない。</u> 3 <u>〔略〕</u> 4 <u>入札後は、いかなる事由があっても入札した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。</u> (電子入札) <u>第11条の2 管理者が電子入札を行うこととした場合において、入札者は、前条第1項の入札書に代えてその使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、当該情報を管理者の指定する日時までに本局の使用に係る電子計算機に到着させるものとする。</u> 2 <u>前項の入札金額その他所定の情報が本局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に、前条第1項の規定による入札書の提出がなされたものとみなす。</u> (開札) 第12条 <u>〔略〕</u> (再度入札) 第13条 <u>落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)が決定しない場合においては、再度入札を行うものとし、その回数は2回までとする。ただし、第4条第4項の規定により予定価格を公表する入札については、再度入札は行わない。</u> (入札の無効) 第14条 <u>〔略〕</u>
---	---

(1)～(2) 〔略〕 (3) <u>2個以上の代価を記載した入札</u> (4) 〔略〕 (5) <u>入札金額が記入されていない入札</u> <u>又は当該金額が分明でない入札</u> (6) <u>本人又はその代理人が同一事項に</u> <u>ついて2通以上した入札又はこれらの</u> <u>ものが更に他の者を代理して行った入</u> <u>札</u> (7)～(10) 〔略〕 (入札の延期等) 第16条 〔略〕 <u>(同価格落札の決定方法)</u> 第17条 <u>落札となるべき同価格の入札が2</u> <u>以上あるときは、直ちに当該入札者にく</u> <u>じを引かせて落札者又は落札候補者を決</u> <u>定する。この場合において、当該入札者</u> <u>のうちくじを引かない者があるときは、</u> <u>これに代えて当該入札事務に関係のない</u> <u>職員にくじを引かせることができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場 合においては、<u>当該電子入札を行うシス</u> <u>テムによるくじにより、落札者又は落札</u> <u>候補者を決定するものとする。</u> (落札者の決定通知) 第18条 <u>落札者が決定したときは、その旨</u> <u>を当該落札者に通知(電子入札の場合は、</u> <u>電子入札を行うシステムによる通知)し</u> <u>なければならない。</u> (落札者が契約を締結しないとき) 第19条 〔略〕 2 前項の場合において、管理者は、<u>地方公</u> <u>営企業法施行令(昭和27年政令第403号。</u> <u>以下「令」という。)</u>第21条の14第1項第9 号及び第3項の規定により随意契約をす ることができる。	(1)～(2) 〔略〕 (3) <u>入札書が所定の日時までに提出さ</u> <u>れない入札</u> (4) 〔略〕 (5) <u>同一事項について、2通以上の入札</u> <u>書が提出された入札</u> (6) <u>入札者が他の者の代理を兼ね、又は</u> <u>代理人が2人以上の者の代理をしてな</u> <u>した入札</u> (7)～(10) 〔略〕 (入札の延期等) 第15条 〔略〕 <u>(くじによる落札者等の決定)</u> 第16条 <u>管理者は、落札となるべき同価</u> <u>の入札が2人以上あるときは、直ちに当該入</u> <u>札者にくじを引かせて落札者等を決定す</u> <u>る。この場合において、当該入札者のう</u> <u>ちくじを引かない者があるときは、これ</u> <u>に代えて当該入札事務に関係のない職員</u> <u>にくじを引かせることができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場 合においては、<u>電子入札システムによる</u> <u>電子くじをもって落札者等を決定するも</u> <u>のとする。</u> (落札者の決定通知) 第17条 <u>管理者は、落札者が決定したとき</u> <u>は、その旨を当該落札者に通知(電子入札</u> <u>の場合は、電子入札システムによる通知)</u> <u>しなければならない。</u> (落札者が契約を締結しないとき) 第18条 〔略〕 2 前項の場合において、管理者は、令第2 1条の14第1項第9号及び第3項の規定によ り随意契約をすることができる。 <u>(再度公告入札の公告期間)</u> 第19条 <u>管理者は、入札者若しくは落札者</u>
---	---

(一般競争入札に関する規定の準用) 第20条 第2条から第4条及び第6条から第18条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。 2 <u>指名競争入札に付するときは、第5条に掲げる事項を入札期日(電子入札にあっては、入札期間の末日)の前日から起算して5日前までに指名した者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を2日前までに短縮することができる。</u> 3 <u>第5条第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。</u> (指名競争入札参加者の指名) 第21条 [略] (随意契約によることができる限度額等) 第22条 令第21条の14第1項第1号の規定により定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [略]</td><td></td></tr> <tr> <td>(2)財産の買い入れ</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>(3)～(6) [略]</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 令第21条の14第1項第3号及び第4号の規	契約の種類	金額	(1) [略]		(2)財産の買い入れ	50万円	(3)～(6) [略]		<u>がない場合、又は落札者が契約を締結しない場合において、更に一般競争入札に付そうとするときは、第3条第1項の規定による公告の期間を5日前までに短縮することができる。</u> (一般競争入札に関する規定の準用) 第20条 第2条及び第4条から第18条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。 (指名競争入札参加者の指名) 第21条 [略] 2 <u>指名競争入札に付するときは、第3条に掲げる事項を入札期日(電子入札にあっては、入札期間の末日)の前日から起算して5日前までに指名した者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を2日前までに短縮することができる。</u> 3 <u>第3条第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。</u> (随意契約によることができる限度額) 第22条 [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [略]</td><td></td></tr> <tr> <td>(2)財産の買い入れ</td><td>80万円</td></tr> <tr> <td>(3)～(6) [略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	契約の種類	金額	(1) [略]		(2)財産の買い入れ	80万円	(3)～(6) [略]	
契約の種類	金額																
(1) [略]																	
(2)財産の買い入れ	50万円																
(3)～(6) [略]																	
契約の種類	金額																
(1) [略]																	
(2)財産の買い入れ	80万円																
(3)～(6) [略]																	

定により定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法又は選定基準、申請方法等を公表すること。

(2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(予定価格の決定)

第23条 [略]

2 第6条第1項及び第2項の規定は、随意契約の予定価格について準用する。

3 [略]

(見積書の徴取)

第24条 随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者から見積書を徴することができる。

(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとき。

(2)～(3) [略]

2 [略]

(随意契約による特例)

(随意契約に係る公表)

第23条 令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定により定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) あらかじめ当該年度における契約の発注の見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方(以下「契約者」という。)の決定方法又は選定基準、申請方法等を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約者となった者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(予定価格の決定)

第24条 [略]

2 第4条第1項及び第2項の規定は、随意契約の予定価格について準用する。

3 [略]

(見積書の徴取)

第25条 [略]

(1) 契約の性質又は目的により契約者が特定されるとき。

(2)～(3) [略]

2 [略]

第25条 契約履行中においてこれを解除したため、その未納又は未済部分について随意契約により行うときは、その契約金額は当初の契約金額から履行済の金額を控除した額を超えることができない。

（せり売り）

第26条 [略]

2 第2条、第5条、第7条から第10条、第15条及び第16条の規定は、せり売りの場合について準用する。

（契約締結の手続）

第27条 落札者は、第18条の規定による落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成し、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

2 [略]

（契約書の作成）

第28条 管理者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

（1）～（2） [略]

（3） 履行期限又は履行期間

（4）～（12） [略]

（契約書作成の省略）

第29条 管理者は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

（1） 契約金額が40万円以下の契約（廃棄

（せり売り）

第26条 [略]

2 第2条、第3条、第5条から第9条まで、第14条及び第15条の規定は、せり売りの場合について準用する。

（契約締結の手続）

第27条 落札者は、第17条の規定による落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成し、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

2 [略]

（契約書の作成）

第28条 [略]

（1）～（2） [略]

（3） 履行期限

（4）～（12） [略]

（契約書作成の省略）

第29条 管理者は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号その他の法令の規定により書面等によることが義務付けられている契約については、この限りでない。

（1） 契約金額が40万円以下の契約をす

<u>物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号その他の法令の定めにより書面による契約が義務付けられているものを除く。）をするとき。</u>	るとき。
(2)～(5) 〔略〕	(2)～(5) 〔略〕
<u>(6) 災害等で緊急を要するとき。</u>	
<u>(7) その他管理者が契約書の作成を要しないと認めるとき。</u>	
2 〔略〕 (契約保証金)	2 〔略〕 (契約保証金)
第30条 <u>施行令第167条の16第1項の規定により定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</u>	第30条 <u>令第21条の15第1項の規定により定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。</u>
<u>(1) 契約の相手方が、保険会社との間に本局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</u>	
<u>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社が、本局と工事履行保証契約を締結したとき。</u>	
<u>(3) 第2条第2項(第20条で準用する場合を含む。第33条第2項第2号において同じ。)の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に本局その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u>	
<u>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。</u>	
<u>(5) 物品を売り払う場合において、売払代金が即納されるとき。</u>	

(6) <u>工事請負契約において、契約金額が130万円以下のとき。</u> (7) <u>随意契約を締結する場合において、契約金額が70万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</u> (8) <u>官公署と契約を締結するとき。</u> (9) <u>委託契約を締結するとき。</u> (10) <u>本局が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約をするとき。</u> (11) <u>土地、建物又は立木を売り払う場合において、契約で契約保証金相当の違約金について定めがあるとき。</u> (12) <u>管理者が、契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものとして契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。</u>	
2 <u>契約保証金として有価証券等を提供するときは、記名したものについては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。</u>	2 <u>施行令第167条の16第2項において準用する施行令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その担保の価値は、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>第6条第1項に規定するもの その種類に応じ第7条各号に規定する金額</u> (2) <u>金融機関が発行する保証証書 その保証する金額</u> (3) <u>公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社が発行する保証証書 その保証する金額</u>
3 <u>契約保証金は、契約履行後返還するものとする。ただし、契約履行の進度により保証金の全部を留保する必要がないと認めるときは、契約の相手方の請求によりその半額以下の額を還付することができる。</u>	3 <u>第6条第2項の規定は、契約保証金の担保について準用する。</u>
4 <u>前項ただし書の規定により契約保証金を還付する場合は、契約の履行が3分の2</u>	

以上の程度に達したものと認められるものに限る。

5 返還する契約保証金には、利子を付けない。

6 単価契約による契約を締結するときは、前項までの規定を準用する。この場合において、第1項本文中「契約金額の100分の10以上の契約保証金」とあるのは「その都度管理者が定めた契約保証金」と読み替えるものとする。

（契約保証金に代わる担保）

第31条 管理者が適当と認める契約保証金の担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

（1） 政府の保証する債券

（2） 銀行又は管理者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手

（3） 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形

（4） 郵便為替証書及び銀行又は管理者が確実と認める金融機関の定期預金証書

（5） 管理者が確実と認める社債及び金融機関の保証証書

（6） 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証証書

（7） 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する金融債

（契約保証金に代わる担保の評価）

第32条 契約保証金に代わる担保の評価は、次の各号に掲げる担保について当該

各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債　その債権金額
- (2) 政府の保証する債券、金融債及び管理者が确实と認める社債　額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額
- (3) 銀行又は管理者が确实と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手　小切手金額
- (4) 銀行又は管理者が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引いた金額)
- (5) 郵便為替証書及び銀行の定期預金証書　当該債権証書金額
- (6) 管理者が确实と認める金融機関の保証証書　その保証する金額
- (7) 保証事業会社の保証証書　その保証する金額

(契約保証金の免除)

第31条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社が、本局と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第2条第2項(第20条で準用する場合を含む。第33条第2項第2号において同じ。)の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、そ

	<u>の者が過去2年の間に本局その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u> <u>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。</u> <u>(5) 物品を売り払う場合において、売払代金が即納されるとき。</u> <u>(6) 工事請負契約において、契約金額が130万円以下のとき。</u> <u>(7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が70万円以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</u> <u>(8) 官公署と契約を締結するとき。</u> <u>(9) 委託契約を締結するとき。</u> <u>(10) 本局が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約をするとき。</u> <u>(11) 土地、建物又は立木を売り払う場合において、契約で契約保証金相当の違約金について定めがあるとき。</u> <u>(12) 管理者が、契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものとして契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。</u> <u>(契約保証金の返還)</u> <u>第32条 契約保証金は、契約者が契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときに返還するものとする。</u> <u>2 契約保証金には、利子を付さない。</u>
(契約保証人) 第33条 管理者は、契約の締結に際し必要があると認めるときは、<u>契約の相手方</u>(工事の請負契約及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務の委託契約に係る契	(契約保証人) 第33条 管理者は、契約の締結に際し必要があると認めるときは、<u>契約者</u>(工事の請負契約及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務の委託契約に係る<u>契約者</u>を

約の相手方を除く。以下この条において同じ。)に契約保証人を立てさせることができる。 2 前項の契約保証人は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。 (1) <u>契約の相手方</u>に代わって契約を履行し得る者であること。 (2) [略] 3 管理者は、<u>契約の相手方</u>がその責めに記すべき理由により、履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるときその他契約に違反したときは、契約保証人に対して書面により、契約を履行することを請求することができる。この場合において、<u>契約の相手方</u>に対しても書面により通知しなければならない。 (物件の瑕疵) 第34条 <u>契約の相手方</u>は、引渡しを行った目的物に隠れた瑕疵があるときは、当該目的物の引渡し後1年間担保の責めを負わなければならない。ただし、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。 2 [略] (権利義務の譲渡等の禁止) 第35条 <u>契約の相手方</u>は、管理者の書面による承諾を受けないで契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。 2～3 [略] (契約期限又は期間の延長) 第36条 <u>契約の相手方</u>は、天災その他やむを得ない事由によって<u>契約期限内又は期間内に義務を履行することができないときは、事前にその事由を記す書面をもって期限又は期間の延長を</u>願い出ることが	除く。以下この条において同じ。)に契約保証人を立てさせることができる。 2 [略] (1) <u>契約者</u>に代わって契約を履行し得る者であること。 (2) [略] 3 管理者は、<u>契約者</u>がその責めに帰すべき理由により、履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるときその他契約に違反したときは、契約保証人に対して書面により、契約を履行することを請求することができる。この場合において、<u>契約者</u>に対しても書面により通知しなければならない。 (物件の瑕疵) 第34条 <u>契約者</u>は、引渡しを行った目的物に隠れた瑕疵があるときは、当該目的物の引渡し後1年間担保の責めを負わなければならない。ただし、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。 2 [略] (権利義務の譲渡等の禁止) 第35条 <u>契約者</u>は、管理者の書面による承諾を受けないで契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。 2～3 [略] (履行期限の延長) 第36条 <u>契約者</u>は、天災その他<u>正当な理由より履行期限までに契約を履行することができないときは、事前にその事由を記す書面をもって履行期限の延長を管理者に申請する</u>ことができる。
---	---

できる。<u>この場合において、延長の日時は協議して定める。</u> (局の都合による契約の解除等) 第37条 [略] 2 前項の規定により契約を解除し、又は履行を中止させた場合において、これにより<u>契約の相手方</u>に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、損害賠償の額は、管理者が<u>契約の相手方</u>と協議して定める。 (遅延損害金) 第38条 管理者は、<u>契約の相手方</u>の責めに帰すべき事由により履行期限までに契約の履行を完了することができない場合において、<u>契約の相手方</u>の義務の履行を認めるときは、<u>契約の相手方</u>から遅延損害金を徴収するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。 2～3 [略] (違約金等の徴収方法) 第38条の2 管理者は、<u>契約の相手方</u>から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、当該契約の契約保証金が納付されているとき、又は当該契約に係る本局の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。 (契約の解除及び損害賠償) 第40条 管理者は、<u>契約の相手方</u>が次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除し、本局が受けた損害の賠償を請求することができる。 (1) <u>義務履行の着手を故なく遅延した</u>	2 <u>管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、契約者と協議して延長後の履行期限の日付等を定めるものとする。</u> (局の都合による契約の解除等) 第37条 [略] 2 前項の規定により契約を解除し、又は履行を中止させた場合において、これにより<u>契約者</u>に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、損害賠償の額は、管理者が<u>契約者</u>と協議して定める。 (遅延損害金) 第38条 管理者は、<u>契約者</u>の責めに帰すべき事由により履行期限までに契約の履行を完了することができない場合において、<u>契約者</u>の義務の履行を認めるときは、<u>契約者</u>から遅延損害金を徴収するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。 2～3 [略] (違約金等の徴収方法) 第38条の2 管理者は、<u>契約者</u>から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、当該契約の契約保証金が納付されているとき、又は当該契約に係る本局の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。 (契約の解除及び損害賠償) 第40条 管理者は、<u>契約者</u>が次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除し、本局が受けた損害の賠償を請求することができる。 (1) <u>正当な理由がないのに契約の着手</u>
--	--

<u>とき。</u> (2) <u>義務を履行しないとき又は履行の見込がないと認められるとき。</u> (3) <u>契約の締結又は義務の履行について不正行為があったとき。</u> (4) <u>施行令第167条の4の規定に反するに至ったとき。</u> (5) <u>検査、監督に際し係員の指揮監督に従わず、又は職務の執行を著しく妨げたとき。</u> (6) <u>この規程又は契約条項に違反したとき。</u> 2 前項の規定により契約を解除した場合は、その契約保証金は本局に帰属する。 3～5 [略] 6 <u>管理者は、第1項の規定により契約を解除するときは、契約の相手方に書面をもって通知しなければならない。</u> <u>(契約の相手方の解除権)</u>	<u>期日を経過しても履行に着手しないとき。</u> (2) <u>正当な理由がないのに管理者の指示監督に従わないとき。</u> (3) <u>契約期間内に契約を履行しないとき、又は明らかに履行する見込みがないと認められるとき。</u> (4) <u>第41条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</u> (5) <u>その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</u> 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、本局に帰属する。<u>この場合において、契約保証金の納付が免除されている契約であるときは、契約金額の100分の10以上に相当する額を損害賠償金として請求するものとする。</u> 3～5 [略] <u>(契約解除の通知)</u> <u>第40条の2 管理者は、第37条第1項又は第40条第1項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により契約者に通知するものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、管理者は、契約者が前項の書面の受領を拒み、又は所在不明のため通知することができないときは、那覇市公報に登載し、又は局前の掲示場に掲示する方法により公告することで前項の規定による通知に代えることができる。この場合において、当該公告の日から7日を経過した時に当該通知が契約者に到達したものとみなす。</u> <u>(契約者の解除権)</u>
---	---

第41条 <u>契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。</u> (1)～(4) [略] 2 [略] 3 <u>契約の相手方は、前項の規定により契約を解除するときは、書面をもって管理者に通知しなければならない。</u> (契約解除の場合の原状回復等) 第42条 契約を解除した場合において、本局の貸与物、支給材料その他物件があるときは、<u>契約の相手方は、管理者の指示に従い、これを本局に返還しなければならない。</u> 2 前項の場合において、<u>契約の相手方の物件</u>その他本局が返還を受けることを要しない物件があるときは、契約当事者が協議して定めた期間内にこれを引き取り、その他原状回復をするものとする。ただし、原状回復の必要がないときはこの限りでない。 3 <u>管理者は、前項の場合において、契約の相手方が正当な事由がなく一定の期間内に物件の引き取りその他原状回復を行わないときは、契約の相手方に代わりその物件を処分することができる。この場合において、契約の相手方は、その処分方法について審査請求ができず、これに要した費用を負担しなければならない。</u> (監督又は検査) 第43条 法第234条の2第1項の監督又は検査は、<u>管理者が命じた職員又は施行令第167条の15第4項の規定により委託を受けた者(以下監督を命ぜられた者を「監督員」、検査を命ぜられた者を「検査員」という。)</u>が<u>これを行うものとする。</u> (監督員の一般的職務) 第44条 監督員は、契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等の作成をし、又	第41条 <u>契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。</u> (1)～(4) [略] 2 [略] (契約解除の場合の原状回復等) 第42条 契約を解除した場合において、本局の貸与物、支給材料その他物件があるときは、<u>契約者は、管理者の指示に従い、これを本局に返還しなければならない。</u> 2 前項の場合において、<u>契約者の物件</u>その他本局が返還を受けることを要しない物件があるときは、契約当事者が協議して定めた期間内にこれを引き取り、その他原状回復をするものとする。ただし、原状回復の必要がないときはこの限りでない。 (監督又は検査) 第43条 法第234条の2第1項の監督又は検査は、<u>管理者が命じた職員が行うものとする。</u> (監督員の一般的職務) 第44条 監督員(<u>施行令第167条の15の規定による監督を行う者をいう。以下同じ。</u>)は、契約に係る仕様書及び設計書に基づ
--	--

は<u>契約の相手方</u>が作成したこれらの書類を審査し、承認するものとする。 2 監督員は、<u>契約の履行</u>について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、又は<u>契約の相手方</u>に必要な指示をするものとする。 3 [略] 4 監督員は、監督の実施に当たっては、<u>契約の相手方</u>の業務を不当に妨げることをないようにしなければならない。 5 監督員は、監督の実施に当たって知り得た<u>契約の相手方</u>の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (契約事項完了の届出) 第44条の2 <u>契約の相手方</u>は、契約事項の完了又は契約の目的物の一部納入(工事にあつては、一部完成)したときは、<u>直ちに</u>その旨を書面により管理者に届出なければならない。 (検査員の一般的職務) 第45条 検査員は、<u>工事又は製造その他について</u>の請負契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。)のため、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。 2～3 [略] 4 検査員は、第1項又は第2項の規定による検査の実施に当たっては、<u>契約の相手方</u>又はその代理人の立会いを求めなければ	き、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等の作成をし、又は<u>契約者</u>が作成したこれらの書類を審査し、承認するものとする。 2 監督員は、<u>契約の履行</u>について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、又は<u>契約者</u>に必要な指示をするものとする。 3 [略] 4 監督員は、監督の実施に当たっては、<u>契約者</u>の業務を不当に妨げることをないようにしなければならない。 5 監督員は、監督の実施に当たって知り得た<u>契約者</u>の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (契約事項完了の届出) 第44条の2 <u>契約者</u>は、契約事項の完了又は契約の目的物の一部納入(工事にあつては、一部完成)したときは、その旨を書面により管理者に届出なければならない。 (検査員の一般的職務) 第45条 検査員(<u>施行令167条の15の規定による検査を行う者をいう。以下同じ。</u>)は、<u>工事、製造その他の請負契約に係る</u>給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。)のため、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。 2～3 [略] 4 検査員は、第1項又は第2項の規定による検査の実施に当たっては、<u>契約者又はその代理人</u>の立会いを求めなければなら
---	--

ならない。ただし、物品の購入に係る検査については立会いを省略することができる。 5 〔略〕 （検査結果の報告） <u>第45条の2</u> 検査員は、前条第1項又は第2項の規定による検査を終了したときは、その結果を検査報告書により管理者に報告しなければならない。ただし、<u>契約金額が40万円以下の場合、又は物品の購入若しくは修理の場合は、当該請求書に検査した職員の検査済みの表示をもって検査報告書に代えることができる。</u> 2 〔略〕 （工事材料の検査） <u>第46条</u> 〔略〕 （値引き採用） <u>第47条</u> 管理者は、<u>契約の相手方が提供した履行の目的物に軽易な不備がある場合において、使用上支障がないと認めるときは、これに相当する値引きを求めた上でこれを採用することができる。</u> （監督員と検査員の職務の兼職禁止） <u>第48条</u> 〔略〕 （監督又は検査の委託） <u>第49条</u> 管理者は、施行令第167条の15第4項の規定により、<u>当該契約に係る監督又は検査を本局の職員以外の者に委託して行わせる場合には、委託契約書を作成するものとする。</u> <u>2</u> 管理者は、前項の規定により、<u>監督又は検査を委託して行わせる場合においては、委託を受けた者をして、当該監督又は検査の結果を記載した書面を作成させ、その結果を確認しなければならない。</u> （仕様書に違反したときの処置） <u>第50条</u> 完了検査に当たり仕様書に違反す	い。ただし、物品の購入に係る検査については立会いを省略することができる。 5 〔略〕 （検査結果の報告） <u>第46条</u> 検査員は、前条第1項又は第2項の規定による検査を終了したときは、その結果を検査報告書により管理者に報告しなければならない。ただし、<u>那覇市上下水道局会計規程（平成26年那覇市上下水道局規程第6号）第88条第1項及び第2項の規定により各課長において物品を購入した場合は、支払伝票に所要事項を記載し、かつ、押印することをもって検査報告書に代えることができる。</u> 2 〔略〕 （工事材料の検査） <u>第47条</u> 〔略〕 （減価採用） <u>第48条</u> 管理者は、<u>契約者が提供した履行の目的物に僅少の不備の点があっても、使用上支障がないと認めるときは、相当額を減価して採用することができる。</u> （監督員と検査員の職務の兼職禁止） <u>第49条</u> 〔略〕 （監督又は検査の委託） <u>第50条</u> 管理者は、施行令第167条の15第4項の規定により、<u>職員以外の者に監督又は検査を委託した場合においては、委託を受けた者から監督又は検査の結果について報告書等を徴さなければならない。</u>
--	--

る事実が認められるときは、契約の相手方にその修正をさせなければならない。
この場合においてその費用は、契約の相手方の負担とする。

（目的物の引渡しの完了）

第51条　〔略〕

- 2 物件の製造、購入及び修繕における目的物の引渡しは、引渡場所において検査に合格したときをもって完了する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第55条の規定により契約の相手方の既納部分又は既済部分の代価の金額を支払った場合及び第57条の規定により部分払をした場合は、その履行高部分は前項の引渡前であっても、直ちに本局に移転するものとする。第60条の規定による持込材料に対する代価の支払をした場合にその相当部分についても、また同様とする。
- 4 前項の規定により履行高部分又は持込材料の所有権が本局に移転した場合であっても、契約の相手方は契約の目的である物件の全部の引渡しが完了するまでは当該物件について危険を負担するものとする。

（支払の原則）

第52条　契約代金の支払については、この規程に定めるもののほか那覇市上下水道局会計規程（平成26年那覇市上下水道局規程第6号）の定めるところによる。

（契約代金の支払）

第54条　検査に合格したときは、契約の相手方の請求により、所定の手続に従い契約代金の支払を行うものとする。

（前金払）

第55条　管理者は、令第21条の7第3号の規定により前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れをするときは、契約の相手方をして連帯保証人を立て、又は代用物件を提供させるものとする。

（目的物の引渡し）

第51条　〔略〕

- 2 物件の製造、買入れ及び修繕における目的物の引渡しは、引渡場所において検査に合格したときをもって完了する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第57条の規定により部分払をした場合は、その履行高部分は前項の引渡前であっても、直ちに本局に移転するものとする。第60条の規定による持込材料に対する代価の支払をした場合にその相当部分についても、また同様とする。

- 4 前項の規定により履行高部分又は持込材料の所有権が本局に移転した場合であっても、契約者は契約の目的である物件の全部の引渡し完了する前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

（支払の原則）

第52条　契約代金の支払については、この規程に定めるもののほか那覇市上下水道局会計規程の定めるところによる。

（契約代金の支払）

第54条　検査に合格したときは、契約者の請求により、所定の手続に従い契約代金の支払を行うものとする。

（前金払の際の保証人等）

第55条　管理者は、前金払（令第21条の7第3号の前金払をいう。以下同じ。）をする旨の約定をしようとするときは、施行令附則第7条の規定による前金払をする場合を除き、連帯保証人（施行令第167条の4

る。<u>ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>管理者は、前項の連帯保証人が不適当であると認めるときは、これを変更させることができる。</u> 3 <u>管理者は、契約の相手方が第1項に定める連帯保証人を定めず、又は前項に定める連帯保証人の変更に応じないときは、前金払をしてはならない。</u> （前払金の返還） 第56条 管理者は、契約の解除を必要とするとき又は<u>契約の相手方</u>の責めに帰すべき事由により契約の履行が著しく遅延したと認めるときは、<u>契約の相手方</u>に前払金を返還させなければならない。 2 [略] 3 管理者は、<u>契約の相手方</u>が前払金を返還しない場合には、<u>契約の相手方</u>が提供した代用物件があるときはこれを処分して返還金に充当し、なお、不足があるときは、これを追徴する。 （部分払） 第57条 管理者は、<u>契約の相手方</u>から請求があった場合には、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、<u>財政経理上支障がなく、かつ、適当と認めたものに限り完成又は完納前に契約代金の一部を支払うこと（以下「部分払」という。）</u>ができる。 2 前項の規定による部分払は、<u>工事又は製造その他についての請負契約</u>にあっては70万円以上、物件の買入れ契約にあっては40万円以上で、かつ、当該既済部分又は既納部分に対する代価が契約金額の10分の3を超えた場合において、これを行うことができる。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。	<u>各項の規定に該当せず、かつ、保証能力が確実な者に限る。）</u>を立てさせ、又は<u>前金払の額に相当する担保を提供させなければならない。</u>ただし、その必要がないと認められる場合は、この限りでない。 （前払金の返還） 第56条 管理者は、契約の解除を必要とするとき又は<u>契約者</u>の責めに帰すべき事由により契約の履行が著しく遅延したと認めるときは、<u>契約者</u>に前払金を返還させなければならない。 2 [略] 3 管理者は、<u>契約者</u>が前払金を返還しない場合には、<u>契約者</u>が提供した代用物件があるときはこれを処分して返還金に充当し、なお、不足があるときは、これを追徴する。 （部分払） 第57条 管理者は、<u>契約者</u>から請求があった場合には、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、<u>完済前又は完納前に契約代金の一部を支払うこと（以下「部分払」という。）</u>ができる。 2 前項の規定による部分払は、<u>工事、製造</u>その他の請負契約にあっては70万円以上、物件の買入れ契約にあっては40万円以上で、かつ、当該既済部分又は既納部分に対する代価が契約金額の10分の3を超えた場合において、これを行うことができる。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
--	--

(部分払の確認) 第58条 [略] 2 前項の場合における支払は、同項の規定による調書に基づかなければ、これをすることはできない。ただし、物品の購入については、<u>当該請求書に検査員の検査済の証明をもって調書に代えることができる</u>。 3 第1項の場合における支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の<u>購入についてはその既納部分に対する代価を超えることができない</u>。ただし、継続事業等で年度末に部分払をする場合又は性質上分割計算のできる場合は、その既済部分の代価の全額までを支払うことができる。 4 [略] 5 <u>前4項の規定は、工事又は製造以外の契約の一部の履行に対して支払をする場合に準用する。</u>	(部分払の確認) 第58条 [略] 2 前項の場合における支払は、同項の規定による調書に基づかなければ、これをすることはできない。ただし、物品の購入については、検査員の検査済の証明をもって調書に代えることができる。 3 第1項の場合における支払金額は、工事、製造その他の請負契約はその既済部分に対する代価の10分の9、物件の<u>買入れ契約はその既納部分に対する代価を超えることができない</u>。ただし、継続事業等で年度末に部分払をする場合又は性質上分割計算のできる場合は、その既済部分の代価の全額までを支払うことができる。 4 [略]
(部分払の回数) 第59条 部分払ができる回数は、次の制限による。ただし、物件の買入れ契約にあっては、3回以内とする。 (1)～(4) [略] (5) <u>契約金額7,000万円を超えるときは7,000万円を増す毎に1回を加える。</u>	(部分払の回数) 第59条 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>契約金額7,000万円を超える場合5回に7,000万円を増すごとに1回を加えた回数以内</u>
(不可抗力による損害) 第61条 管理者は、<u>契約の相手方</u>が天災その他避けることのできない災害により既済部分又は検査済持込材料に損害を受けた場合は、損害の程度によりその一部を補償することができる。ただし、<u>契約の相手方</u>の故意又は過失により損害を受けたものと認めた場合は、この限りでない。	(不可抗力による損害) 第61条 管理者は、<u>契約者</u>が天災その他避けることのできない災害により既済部分又は検査済持込材料に損害を受けた場合は、損害の程度によりその一部を補償することができる。ただし、<u>契約者</u>の故意又は過失により損害を受けたものと認めた場合は、この限りでない。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第2号
令和2年1月31日
公 布 済

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(小規模貯水槽水道の管理等) 第27条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。ただし、小規模貯水槽水道の利用者、利用の形態等を勘案した上で、管理者が特に認めるものについては、この限りでない。 (1) 小規模貯水槽水道は、次に掲げる基準に従い、管理すること。 ア 水槽の掃除は、<u>1年以内ごとに1回、定期的に、管理者が認めるものにより行うこと。</u> イ～エ [略] (2) 前号ウの規定にかかわらず、<u>1年以内ごとに1回、定期的に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は管理者が認めるもの</u>による給水栓における水の色、濁り、臭い、及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を受けること。	(小規模貯水槽水道の管理等) 第27条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及び管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。ただし、小規模貯水槽水道の利用者、利用の形態等を勘案した上で、管理者が特に認めるものについては、この限りでない。 (1) [略] ア 水槽の掃除は、<u>毎年1回以上定期的に管理者が認めるものにより行うこと。</u> イ～エ [略] (2) 前号ウの規定にかかわらず、<u>毎年1回以上定期的に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は管理者が認める者</u>による給水栓における水の色、濁り、臭い、及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を受けること。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 31 号

令和 2 年 1 月 30 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 358 号
指定工事店名	有限会社サン冷熱
営業所所在地	沖縄県那覇市字大道 172 番地 308 号
代表者氏名	中村 健也
有効期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 2 年 1 月 17 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 32 号

令和 2 年 1 月 30 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 2 号に基づき、次のとおり指定工事店を取り消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 481 号
指定工事店名	サンリフォーム沖縄
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字内間 111－2
代表者氏名	呉屋 光一
取消日	令和2年1月24日
取消理由	責任技術者不在のため

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

令和2年2月17日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について(公表)

令和元年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、那覇市長、那覇市教育委員会教育長及び那覇市選挙管理委員会委員長から通知があったので、別添のとおり公表します。

令和元年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について

I 経済観光部

1 商工農水課

(1) 収入未済額の繰越について（注意事項）

IT インキュベート施設使用料（滞納繰越分）、沖縄県雇用再生特別事業費返還金及びインキュベート施設光熱水費実費徴収金（滞納繰越分）の歳入科目の繰越調定額は前年度の収入未済額と同額とすべきところ、事務処理の誤りにより同額になっていない。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定め、又同規則第41条では収入未済額は翌年度の調定額に繰り越さなければならない旨定めている。

収入未済額の繰越に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については、繰越調定の段階で金額に誤りが発覚し、精査の上で、納付前に調定額の減額修正が行われていたものです。今後は、日計明細表を随時確認して歳入を把握し、調定額について複数の職員で確認を行うことで、翌年度繰り越しも含めて適正に事務処理を行うよう努めます。

(2) 委託契約事務について（注意事項）

平成30年度市民農園し尿汲取清掃業務委託において、平成30年5月28日に委託期間を平成30年5月30日から平成31年3月31日までとする契約締結についての起案を行い、5月30日に決裁し、同日に当該契約を締結している。

しかしながら、契約締結前の5月29日から受託者に清掃業務を開始させている。

地方自治法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、契約事務を計画的に行うとともに、契約締結後に委託業務を開始させるべきであった。

委託契約に際しては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

委託契約事務を行う際は、関係法令等を入念に確認し、今後は契約締結前に業務を開始させることのないよう、計画的に契約事務を進めるよう努めます。

また、同様の事項が起きないように職員への周知徹底を図ります。

(3) セミナー開催に係る業務委託について（是正事項）

IT キャリア形成動機付け支援事業は、那覇市 IT インキュベート施設運営事業のうち、「情報通信技術分野での人材育成及びその支援」に基づき、情報通信産業の次世代を担う若年層に対し、将来のキャリア形成に向けた動機付けを行うことを目的に委託金額49万9,932円で事業を委託実施、5回のセミナーで1回当たり20人以上とし通算で120人以上の参加を目標とした。

しかしながら、5回開催されたセミナーの参加人数の合計は3人とどまり、当初の目標を大きく下回った。

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨定めている。

セミナー開催等の業務委託をする場合においては、成果があがるよう効果的な開催時期、場所、方法等を十分に検討されたい。

☐ 是正事項に関する措置

今後は、同様のセミナー等を企画する場合、実施時期については、可能な限り事前に情報提供等を行い、教育委員会等と綿密な調整の上で設定したいと考えております。

2 なはまち振興課**(1) 歳入の調定漏れについて（注意事項）**

市場使用料及び電気水道料相当損害金（滞納繰越分）については、前年度の収入未済額86万5,563円の調定が漏れていた。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定め、又同規則第41条では収入未済額は翌年度の調定額に繰り越さなければならない旨定めている。

歳入の調定事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

☐ 注意事項に関する措置

担当者の財務会計に対する理解を深めるため財務会計の研修をグループ長と共に受講させ、マニュアルを作成し、市場管理グループ年間業務スケジュール等に当該業務を記載、業務管理を徹底することで再発防止に努めます。

II 生涯学習部**1 生涯学習課****(1) 給付型奨学金事業について（要望事項）**

給付型奨学金事業は、成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対して奨学金を給付するこ

とを目的に、平成30年度から実施している事業である。

平成30年度の奨学金（補助金）の当初予算額1,002万円は、県内の各大学等の入学金、施設整備費及び授業料に相当する経費を参考に一人あたりの予算上限額を100万2,000円として10名分で積算したものであるが、その後、12月初旬時点において不用が見込まれた194万4,000円を減額補正している。

結果として、応募者32名中7名に対して364万円の給付を行ったものの、予算現額807万6,000円に対する執行率は45.1%にとどまっている。

多額の不用が生じた要因は、那覇市奨学金給付要綱上、奨学生候補者を選考決定した後、当該候補者の中から奨学生として認定を受けた者のみに給付することになっていること、実際に大学等に支払った入学金、施設整備費及び授業料と予算上限額との差額があったこと並びに大学等から減免を受けたことにより、給付額の減額があったことなどによるものである。

給付型奨学金事業の目的からすると、奨学生候補者の決定等に当たっては、制度の基準ないし手続き等を工夫することにより、一人でも多くの学生に奨学金を給付できるようにすることを要望する。

□ 要望事項に関する措置

給付型奨学金事業の目的に沿うよう制度や手続きについて引き続き検討してまいります。

2 市民スポーツ課

(1) 契約事務について（注意事項）

奥武山野球場ラバーフェンス修繕の契約について、1 塁側は履行期間を平成30年10月25日から同年11月16日までとして、又3 塁側は履行期間を平成30年12月4日から同年12月25日までとして、それぞれ契約金額129万9,240円で、那覇市契約規則第20条第1号に基づき随意契約により契約を締結している。

これは、契約事務が遅れたことにより年明けに始まるプロ野球選手の自主トレーニングやキャンプに当該修繕を間に合わせる必要があったため、資材調達に間に合う1 塁側の修繕契約を先に締結し、その後3 塁側の修繕契約を締結したとのことであるが、契約事務を計画的に行えば、これらの契約を1 件の契約として競争入札の方法により締結することができたと思われる。

契約事務については、計画的に行うとともに関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、年度当初に契約事務の執行計画を作成し、人事評価面談等の機会を活用して、担当者及び決裁者にて当該計画の進捗管理を行うことといたします。

今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 指定管理者を置く施設における備品の管理について（注意事項）

那覇市民体育館における重要備品「移動式電光表示装置」が既に廃棄処分されているにもかかわらず、那覇市体育施設の管理運営に関する基本協定書第11条に基づく指定管理者と所管課との連絡が適切に行われておらず、備品台帳に記載されたままとなっていた。

指定管理者を置く施設においては、少なくとも指定管理の開始時及び終了時には備品と台帳が一致している必要がある。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

指定管理者を置く施設における備品の管理について、当該規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

指定管理者を置く施設において、備品の廃棄処分等を行う際には指定管理者と連絡を行い、適切な台帳の整理を行います。また、指定管理の開始時及び終了時には、備品と備品台帳が一致していることを当課及び指定管理者の双方で確実に確認することといたします。今後は、那覇市物品会計規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

なお、既に廃棄を行っていた「移動式電光表示装置」につきましては、令和元年10月15日に備品台帳における廃棄の事務手続きを終了しております。

Ⅲ 学校教育部**1 学務課****(1) 交付金請求に係る事業成果報告の一部積算漏れについて（是正事項）**

小学校入学準備金支給事業は、「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」を財源としており、事業の終了後には、当該事業に係る歳入のとりまとめ課（子育て応援課）へ事業概要報告を行っているが、補助対象となる事業費の一部の積算を漏らし、漏れに係る交付金1,519万4,000円を沖縄県から受けることができなかった。

事業成果報告に当たっては、積算漏れがないよう適切な財務管理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

当該是正事項については、課内での確認作業が不十分であったため発生したものです。

このようなことが起こらないための事務改善として、1名で行っていた確認作業を複数名で行うことにより、チェック体制の強化を図りました。

また、事業の執行や事業成果報告に当たっては、とりまとめ課との連携強化を図り、積算漏れがないよう適切な財務管理に努めてまいります。

2 学校給食課

(1) 業務委託契約における予算措置及び遡及押印について（注意事項）

次期システム導入までの旧栄養価計算システムに係る保守業務委託契約については、予算の計上漏れによる使途変更（平成30年4月19日付け決裁）の後、同年4月1日付け公印を遡及押印している。

地方自治法第232条の3は、地方公共団体は、予算の定めるところに従い契約をしなければならない旨定め、同法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めている。

予算措置がなく、かつ、契約日を遡及しての押印は、不適正であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については、職員の人事異動時における事務引継の不徹底、連絡不足に起因して発生したこともあり、今後は、課内において、予算計上時の必要経費の確認及び人事異動時の課題事項等の引継の周知徹底を図り、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

IV 選挙管理委員会

1 選挙管理委員会事務局

(1) 業務委託契約における遡及押印について（注意事項）

沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の制作、設置、保守及び撤去に関する業務委託契約（A地区）については、契約日を約2ヶ月遡及し、公印を押印している。他4件の業務委託契約についても同様に、遡及押印している。

地方自治法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、これらの委託業務は契約が確定されないまま行われていたことになり、遡及しての押印は、不適正であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

契約に係る一連の事務処理（予算、予定価格、契約及び支払い等）を適切に行うためチェックシートを作成し、そのチェックシートを予算執行伺いから支払い処理に至るまで決裁時に添付することによって事務従事者及び決裁者（管理監督者）が適正に事務処理が行われているか確認できるようにしました。

今後、契約締結に当たっては、地方自治法等関係法令を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 備品台帳の整理について（注意事項）

選挙管理委員会事務局において保管する備品について、備品台帳との不一致が見られた。

これは、既に廃棄処分した備品について、備品台帳の整理がなされていないことが原因となっている。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品台帳については、当該規則を遵守し、適正な整理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

指摘を受けた備品台帳との不一致について令和2年3月31日までに、既存備品と備品台帳の照合を行い、那覇市物品会計規則に基づき備品台帳の整理を行います。

今後は、備品の管理、処分に当たっては当該規則を遵守し適正な手続きを行ってまいります。

